

保育施設 令和7年4月入所の申込

要事前
予約



▲受付日時予約 ▲町ホームページ

☎ 子育て支援課 2129

☎ 11月1日(金)・2日(土)・5日(火)・6日(水)
9時～12時、13時～16時

※先着順で入所の決定を行うことはありません。

☎ 役場3階第1会議室

※受付当日、保育士が面接を行いますので、
お子さん同伴でお越しください。

☎ 次のいずれかでお子さんの保育を必要とする場合

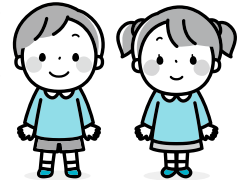
- ・就労（月64時間以上の就労）
例：1日4時間かつ週4日の就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の病気、けがまたは障がい
- ・同居親族（入院など含む）の常時介護または看護
- ・災害を受けた世帯で保育ができない場合
- ・求職活動中
- ・就学

☎ 10月1日(火)8時30分から、受付日時予約の二次
元コードより、受付日時を予約してください。事
前に申込書と必要書類をご記入のうえ、予約した
受付日時に申し込みください。

※申込書類は、10月1日(火)から窓口で配布します。
（町ホームページからダウンロード可）

※令和6年度の入所申込をした方で現在、入所が保
留の方も、令和7年度入所に
新たに申し込みが必要です。

※受付日時の事前予約をしていな
い方は、申し込みできません。



●在籍児童の継続入所について

現在、認可保育施設に入所されている方は、10月中旬ごろに在籍施設を通じて、令和7年度の保育施設利用の
意向確認書類（継続、転園希望）をお渡しします。

申込対象施設

施設種類	運営	施設名称	施設所在地	入所対象児童
保育所	公立	北保育所	内宿台5-214-3	生後6か月～就学前
		南保育所	小室3114	生後8か月～就学前
	私立	カオルキッズランド伊奈園	小針新宿523-1	生後57日～就学前
		みちのこ保育園	小室9544-1	
		ピノ保育園	小室1027-2	
		伊奈ゆたか保育園	内宿台4-22-2	
		きむら伊奈保育園	小室6965-1	
		つくしんぼ保育園	大針619-4	
認定こども園※	私立	認定こども園しろがね小室幼稚園	小室3230	生後6か月～就学前
小規模 保育施設	私立	おれんじ保育園	中央5-51 セントラルマンション1階	生後57日～3歳になる 年度の末日まで
		おれんじ北保育園	内宿台6-30	
		ドレミナーサリー	学園2-149	

※認定こども園とは、幼稚園（教育認定）と保育所機能（保育認定）を併せ持つ施設です。保育認定の利用を希望する場合は、上記内容に
従って申請してください。教育認定の利用を希望する場合は、認定こども園に直接申請してください。

児童手当書類の提出は お済ですか？

☎ 子育て支援課 2127



令和6年10月分（12月支払分）か
ら児童手当制度が次のとおり変更
になります。現況届の提出は原則不要
ですが、一部提出が必要な方には、
お知らせを送付しています。



変更点▼

- ・所得制限および所得上限の撤廃
- ・支給対象が高校生年代まで延長
- ・第3子以降の支給額を一律月3万円に増額
- ・支払回数が年6回（偶数月）
- ・第3子以降の数え方が22歳までに拡充（22歳の3月31
日までのお子さんかつ保護者の経済的負担がある場合）

※6月～9月分は、今までどおり10月4日(金)にお支払いします。

※新制度移行後の初回支払い（10・11月分）は12月5日(火)です。な
お、12月支払分から児童手当支払通知書は発行されません。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

町ホームページを リニューアルします



町ホームページが10月1日(火) 15時ごろ*から新しくなります。必要な情報が見やすく、探しやすくなるようなデザインなどに一新していますので、ぜひご利用ください。

※切替作業の状況で、時間は前後する場合があります。

図 秘書広報課内2213

ホームページの変更点

新機能の追加

- 避難所一覧…町内の避難所や開設状況を確認できます。
- ごみの出し方…キーワードからごみの分別を確認できます。

情報を探しやすく

メニューのすだれ表示のほか、ライフシーンなどの分類をたどって探したい情報が見つかりやすくなりました。

利用しやすく

本文やメニューの配置を工夫し、スマートフォンやタブレット端末でも見やすくなりました。



町ホームページに掲載するバナー広告を随時募集しています。リニューアルで広告サイズが大きくなりました。ぜひ、ご検討ください。



▲詳しくはこちら

令和5年度決算における健全化判断比率 および資金不足比率を公表します

図 企画課内2218

町では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表します。令和5年度決算における町の健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりで、すべて基準を下回りました。

◎健全化判断比率

(単位：%)

名 称	伊奈町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.53	20.00
連結実質赤字比率	—	18.53	30.00
実質公債費比率	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※「—」の部分は、黒字を表します。

◎資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	伊奈町の数値	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業会計	—	20.00

※「—」の部分は、黒字を表します。

比率の説明

《実質赤字比率》

一般会計などの赤字の大きさを表したものの。

《連結実質赤字比率》

すべての会計の赤字と黒字を合算して赤字の程度を表したものの。

《実質公債費比率》

一般会計などの借入金返済額やこれに準ずるものの額の大きさを表したものの。財政負担の程度を示す。

《将来負担比率》

一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性がある負担の程度を表したものの。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。

《資金不足比率》

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して表したものの。経営状況の深刻度を示す。

基準の説明

- 早期健全化基準…4指標のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政健全化計画を策定して、自主的な財政再建を目指す。
- 財政再生基準…3指標のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政再生計画を策定し、国の監督の下、早期健全化基準未達となるまで財政健全化を目指す。
- 経営健全化基準…指標がこの基準以上の場合、当該公営企業会計は、経営健全化基準を策定して、経営改善を目指す。